

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの
	特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの
	認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋〔令和 年 月 日 { (ハ) 新築 }  
{ (ニ) 取得 }〕が、この規定に該当  
するものである旨の証明をします。

申請者の住所	利根郡片品村大字
申請者の氏名	
家屋の所在地	利根郡片品村大字
取得の原因 (移転登記の場合)	

証明第 号

令和 年 月 日

利根郡片品村長 梅澤志洋